

# 呉市立宮原中学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 呉市立宮原中学校の教育目標を達成するため、生徒指導について教職員及び保護者の共通理解による効果的な実施を図る観点から、必要な事項について、この規程を定める。

### (定義)

第2条 本規程で「生徒指導」とは、問題行動への対応だけではなく、生徒一人一人の心を育て、それぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助することをいい、本校の教育活動の全体を通して行うものである。

### (教職員の基本姿勢)

第3条 生徒指導を進めるにあたっては、次の点を教職員の基本姿勢とする。

- (1) 生徒指導は、生徒との「望ましい人間関係」や「信頼関係」を基盤に行う。
- (2) すべての教職員が生徒指導の重要性を認識し、共通理解のもと、同じ判断基準をもって行う。
- (3) 教職員自らが、指導すべき項目を「率先垂範」し、「模範」を示して行う。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校等)

第4条 登下校については、社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。その際、定められた通学路を通り、寄り道や買い食いなどをしない。(一部でも自転車等を利用しない。)

#### (1) 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

ア 登校時刻は、7時45分から30分間とする。始業までに準備をして過ごし、8時20分には教室内で着席しておく。ただし、大会1週間前からは、朝練をする部に限り7時15分から登校してよい。

イ 欠席・遅刻の場合は、8時15分までに、保護者が理由とともに学校に連絡する。

ウ 早退の場合は、保護者がその理由、時刻、下校方法などを事前に学校に連絡する。

エ 登校したら校外へは出ない。通院等、特別な理由がある場合は、保護者が事前に学校へ連絡する。

オ 無断欠席、無断外出などの場合、保護者と連携し、生徒の個別指導を行う。

#### (2) 教室移動等について

ア 体育館への移動の際は、スリッパで移動し、入口の下駄箱にシューズ袋とスリッパを揃えて入れる。

イ 他学年の教室の前は通らない。また、同学年でも、他クラスの教室に入らない。

ウ 階段の使用については、原則、3年生が中央階段を使用し、1・2年生は山側階段を使用する。海側階段は、特別教室への移動等、必要に応じて使用する。

#### (3) 下校について

ア 完全下校とは、正門又は南門から校外に出ることを言う。

イ 完全下校時刻は、17時30分、17時15分(新人戦終了～1月末)とする。

ウ 大会等の前1週間については、校長の許可を得て、30分延長を認める。

### (通学路・方法)

第5条 「生活の心得」や別紙「宮原中学校校区及び通学路」を参照

(服装)

第6条 校内外の学習活動及び登下校（休日を含む）の際は、学校が定める服装を正しく着用する。ただし、行事や部活動などで別に指示があった場合は除く。

(1) 男子について

ア 冬季：上衣 標準型の黒のつめえり学生服。下にカッターシャツを着用する。  
(Tシャツ等を着用しない。)

下衣 黒の学生ズボン（特別に変形したものは認めない。)

ベルト 黒又は茶色のベルトを使用する。

イ 夏季：黒の学生ズボンに半袖開襟シャツ又は白カッターシャツ

(2) 女子について

ア 冬季：紺の学生服（テラーカラーのダブルの上着）。ベスト着用可能。  
プリーツスカートで長さは膝の下までとする。

イ 夏季：スカートに半袖開襟シャツ又は白カッターシャツ

ウ 年間をととして、女子用スラックスの着用を認める。

(3) 名札等について

学校にいる間は、指定のネームプレートを左胸に付ける。

(4) 衣替えについて

衣替えは、気象状況で変動があるが、どちらの時期も準備期間を設けるので、その期間（衣替え移行期間）に衣替えの準備をする。

目安としては 冬季：10月1日～5月31日 夏季：6月1日～9月30日

衣替え移行期間：原則として冬季、夏季の前後4週間程度

(5) 寒冷期の服装等について

ア 寒い時期には、セーターを制服の下に着用することを認める。色は黒・紺・白・グレーの無地とする。ただし、袖・裾を上着から出さない。

イ 女子は、防寒用に黒のタイツ（80デニール以上120デニール以下）又は肌色のストッキングを着用してもよい。ただし、装飾性のないものに限る。

タイツ等の着用については、12月～3月までとする。

※タイツ又はストッキングを着用する時は、白のソックスは履かなくてもよい。

ウ 手袋は、登下校時のみ着用してもよい。（校舎内は禁止）

エ 装飾性のないマフラーやネックウォーマーは、登下校時のみ着用してもよい。  
（校舎内は禁止）下足場で着脱する。

(6) 体育時の服装については男女とも本校指定の体操服を着用する。（特別な場合は、先生に届けて許可を得る。）

(7) 土曜日・日曜日等に部活動に参加するときの服装については、登下校時は、制服又は体操服、部指定の練習着を着用する。また、通学カバンを使用し、靴は通学靴とする。

(8) 部活動における顧問確認の練習着については、部活動で統一されたものとする。

(9) ウィンドブレーカーについて

ア 学校指定のウィンドブレーカー（上・下）は、全生徒を対象に希望購入とする。

イ 学校指定のウィンドブレーカー（上・下）を使用できるのは次の場合とする。

(ア) 平日の登下校時。ただし、マフラーや手袋等と同じで、使用できるのは家から生徒玄関までとする。

(イ) 土曜日、日曜日等に部活動のために登下校する時。なお、ウィンドブレーカー（上・下）の下には、制服、又は体操服を着用する。

(ウ) 学校行事等で使用を許可された時。

※学校行事等とは、修学旅行、ボランティア活動等。

※体育の授業については使用不可とする。

(髪型等)

第7条 頭髪については、学習活動や運動等の教育活動に妨げとならないよう、清潔かつ自然な髪型や長さとする。違反があった場合は、生徒の個別指導を行う。

(1) 頭髪は常に清潔で、学習や運動に適した髪形であること。

(2) 髪型等について

ア 流行にあわせた変形の髪形にしない。

イ パーマ、脱色、染色などしない。

ウ 整髪料は使用しない。

エ 男子は前髪が目、横は耳を出し、後ろの髪は襟にかからない程度とする。

オ 女子は髪が肩にかからない。それ以上伸ばす場合は黒・茶又は紺色のゴムで結ぶ。特殊な結び方や耳より高い位置では結ばない。前髪は目にかからない長さとする。

カ まゆ毛はつつかない。

キ 化粧をしない。

(通学靴等)

第8条 運動靴等については、次のとおりとする。

(1) 運動靴は運動しやすいひも付きのもので、色は白一色とする。

(ハイカット、白以外のラインやワンポイント・文字入りは禁止)

(2) 校舎内では、学校指定のスリッパを着用する。(学年別に色分け。赤・青・緑)

(3) 体育館では、学校指定の体育館シューズを着用する。

(4) 靴下は男女とも無地の白・黒・紺のソックス。

(くるぶし丈やラインの入ったもの・ワンポイントも禁止)

(通学カバン等)

第9条 通学カバン等については、次のとおりとする。

(1) 通学カバンは学校指定のカバンを使用する。

(2) 弁当や体操服、部活動の道具などカバンに荷物が入りきらないときは、ビニールバッグ・布製の袋に入れて登下校してもよい。

(3) カバンにはキーホルダーなどの飾りをつけない。(お守り・防犯ベル可)

(持ち物)

第10条 持ち物については、次のとおりとする。

(1) 所持品には、すべて氏名をはっきり書く。

(2) 学習に許可されたもの以外や不要なお金は持ってこない。違反した場合は、学校が一時的に預かり、指導後、保護者に返すか、了解のうえ学校で処分する。

(校内安全)

第11条 安全に過ごすために次のことを心がける。

(1) 校内放送が始まったら、静かに聞く。(火災・地震等の緊急避難の際に、放送をよく聞き、指示に従って素早く行動できるようにするため。)

(2) 校舎内は走らない。廊下では右側通行をする。

(給食)

第12条 給食については次のとおり行う。

(1) 衛生面に注意して給食当番等をする。

(2) 当番は服装を整え、準備を行う。エプロン・マスク・帽子は、個人持ちとする。

(3) 食事のマナーを守って、各教室で自分の席について食べる。

(4) 昼食時間終了までは教室から出ない。

(5) 別紙「給食実施についての確認事項」を参照

※但し第2章に関し、事情がある場合は個別に相談に応じる。

### 第3章 校外での生活に関すること

#### (外出)

第13条 外出については、次の点に気をつける。

- (1) 夜間外出はしない。習いもの等やむを得ない場合、必ず保護者の許可を得る。
- (2) 保護者間の了解なしで友人の家への外泊はしない。
- (3) 生徒だけの旅行等は禁止する。
- (4) カラオケ、ゲームセンター、映画館、ボーリング場などには、保護者同伴とする。
- (5) 目的もなく繁華街や大型商業施設に出入りしない。用事を済ませたら早く帰る。

#### (交通安全)

第14条 交通安全については、交通ルールを守り、次のような行為をしない。

- ・自転車2人乗り
- ・無灯火運転
- ・信号無視
- ・自転車の右側通行
- ・並列走行
- ・並列歩行

#### (校外生活)

第15条 次のことを守ること。違反した場合は、状況により特別な指導を行う。

- (1) 法律で禁止されていることは絶対にしない。
- (2) エアガン等、危険な玩具での遊びはしない。
- (3) 友人とのお金の貸し借り等をしない。
- (4) 携帯電話・スマートフォン・SNS等の使用についてはマナーやルールを守ること。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### (問題行動への特別な指導) (第17条(4)参照)

第16条 「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

- (1) 法令法規に違反する行為
- (2) いじめ、授業妨害、試験の不正行為、指導無視、指導への反抗、暴言、暴力、その他の本校の決まりに従わない行為
- (3) その他、学校長が教育上その指導を必要とすると判断した行為

#### (特別な指導の内容)

第17条 生徒の自己指導能力を育成するという観点から、状況に応じて、問題行動対応一覧のとおり、事実確認、説諭、反省文指導、別室指導、保護者面談等の反省指導を段階的に行う。法令・法規に違反する行為については警察と連携する。その他必要に応じて、呉市教育委員会、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

- (1) 別室指導は、別室で自分の行動を振り返り、今後はどのような行動をとることが自他のためになるのかを自書しながら考えさせ、よりよい行動への変容を目的として行う。
- (2) 別室指導では、次の内容を振り返る。
  - ア どのような行為がいけなかったのか。
  - イ なぜそのような行為をしたのか。
  - ウ その行為の結果どうなったのか。(誰に迷惑をかけたのか。)
  - エ 今後、自分はどのように行動するのか。
- (3) 別室指導の期間は、原則として保護者に告知してからとする。また、再三の指導に関わらず問題行動が続く場合、期間の延長、別室指導、出席停止などの指導に移行する。

(4) 問題行動に対する指導の段階及び内容等は次のとおり。

問題行動対応一覧 (自立に向けて)

	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容と方法	
一般的な指導の段階	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルールやマナー違反A</li> <li>生徒指導規程に対する違反(すぐに直せる違反)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツ出し(セーターも)</li> <li>・スカート長短</li> <li>・タイツ等の違反</li> <li>・シューズのかかと踏み</li> <li>・頭髪違反(速やかに直せるもの)</li> <li>・その場で直せる服装規程違反</li> <li>・遅刻</li> <li>・授業妨害や授業放棄</li> <li>・指導無視、暴言</li> <li>・不要物の所持</li> <li>・登下校のルール違反</li> <li>・自転車登校(途中一部も)</li> <li>・公衆道徳に違反する行為(唾を吐く等)</li> <li>※携帯電話・危険物については保護者の来校を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②口頭注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合</li> <li>③個別指導(担任、学年主任、教科担当、部活動担当、生徒指導部) ↓ さらに継続する場合</li> <li>④保護者と連携を図り指導を行う。(来校要請等を含む。) ↓</li> <li>⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルール・マナー違反B(指導にある程度の期間を要する重大な違反)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭髪違反(脱色、染髪、パーマ、剃り込み、変形)</li> <li>・眉剃り</li> <li>・ピアス</li> <li>・その場で直せない服装違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②保護者と連携を密にした指導(連絡、来校要請、家庭訪問)</li> <li>③別室指導(説諭、反省文)</li> <li>④期限を決めて整えさせる。</li> </ul>
特別な指導の段階	3	いじめに関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめと認知される行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②保護者連携(家庭訪問等)(③保護者来校要請)</li> <li>④別室指導(説諭、反省文)</li> <li>⑤謝罪</li> </ul>
	4	触法行為A(法規・法令違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙</li> <li>・飲酒</li> <li>・家出</li> <li>・深夜徘徊</li> <li>・道路交通法違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②保護者来校要請</li> <li>③別室指導(説諭・反省文等) ↓</li> <li>④必要に応じて警察と連携</li> </ul>
		触法行為B(犯罪行為)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引</li> <li>・窃盗</li> <li>・金品強要</li> <li>・暴力行為(生徒間暴力・対教師暴力・器物破損)</li> <li>・遺失物横領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認</li> <li>②保護者来校要請</li> <li>③別室指導(説諭・反省文等)</li> <li>④警察と連携</li> </ul>
5	重大な緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命の危機にかかわるような犯罪や行為、学校全体の秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況を作る行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事実確認(可能な限り)</li> <li>②警察、関係機関と連携</li> <li>③教育委員会と連携</li> </ul>	

※指導のねらいは、当該生徒の自己指導能力の育成である。

※指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。

※特別な指導の解除は、指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い落ち着いて教室に入る状態にあること、教室内の安全・安心な状態にあることを条件とする。指導期間は1～5日間とし、教員と保護者が連携を図り決定する。

※ここに示されていない問題行動に対しても、5段階の指導段階に照らし合わせて指導する。

※個別指導、別室指導は必ず複数教員で対応する。

## 第5章 その他

(周知)

第18条 生徒に対しては、この規程をふまえて「服装のきまり」などを用い、指導を行う。保護者に対しては、新入生保護者説明会、PTA総会、懇談会、ホームページ等で周知を図る。

## 第6章 雑則

第19条 この規程の実施に関して必要な細則は、呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の規定に基づき、校長が別に定める。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改定 平成25年8月28日一部改定  
平成26年5月7日一部改定  
平成27年3月31日一部改定  
平成28年3月31日一部改定  
平成29年4月1日一部改定  
平成30年2月1日一部改定  
平成31年4月22日一部改定  
令和2年4月1日一部改定  
令和2年9月28日一部改定  
令和4年3月25日一部改定  
令和5年1月20日一部改定